

山口市立図書館 図書館システム更新業務
提案書等作成要領

「提案書」及び「見積書」の作成に当たっては、「山口市立図書館 図書館システム更新業務仕様書(以下「仕様書」という。)」の内容を踏まえた上で、本要領に従い作成し、提案者としてのアピールポイントを明記すること。また、図や表などを適宜使用するなど、見やすく明確な資料とすること。

1 提案書

(1) 基本事項

- ・本業務の目的を踏まえた基本的な方針やコンセプトについて記述すること。
- ・提案を実現するためのシステムの全体構成を、図示の上、具体的に記載すること。

(2) ネットワーク構成

- ・システム全体のネットワーク構成、開放系ネットワークの実現方法、図書館間ネットワークの実現方法、移動図書館のオンライン回線の実現方法について、具体的な回線事業者や回線サービス名を明示して、記述すること。

(3) 図書館システム

- ・主要機能や特長的な機能を中心に、図書館システムの画面構成や操作方法について記述すること。
- ・現行の図書館システム(富士通製 iLiswing we V3)と比較して、機能や利便性が向上すると考えられる部分について、職員が業務利用する場合と、市民がサービス利用する場合の両面から、具体的に記載すること。

また、現行システムで実現している機能のうち、新システムで達成できなくなると考えられるものがある場合は、その内容について具体的に明示するとともに、代替となる対応策について記述すること。

(4) データ移行

- ・現行の図書館システム(富士通製 iLiswing we V3)からのデータ移行範囲について現行ベンダーと調整を行った上で、データ移行を行う範囲について具体的に提案すること。
- ・移行できないデータが生じる場合は、その内容について具体的に明示するとともに、代替となる対応策について記述すること。

(5) 図書館ウェブサイト

- ・山口市立図書館の現行のウェブサイトから、新規機能の追加や機能改善を図ることができる部分を具体的に提案すること。図書館システムと連動する WEBOPAC 部分に限らず、図書館ウェブサイトとして備えることにより利便性向上に資する新規機能やコンテンツについて、提案に盛り込むこと。

また、現行のウェブサイトで実現している機能のうち、達成できなくなると考えられるものがある場合は、その内容について具体的に明示するとともに、代替となる対応策について記述すること。

- ・構築後のウェブサイトの更新等の運用方法について具体的に記述すること。

(6)セキュリティ対策

・ランサムウェア対策、ウィルス対策の他、システムへのアクセス制御やアクセスログの取得に関する事等運用に関する事を含め、システム全体のセキュリティ対策について具体的に記述すること。

(7) 運用保守

・システムの保守の内容、保守契約内におけるパッケージシステムの機能向上の考え方等について具体的に記述すること。また、障害発生時の対応体制について具体的に記述すること。

・職員向けのヘルプデスクや運用開始後の定例的な協議体制、研修計画など、サポート体制全般について具体的に記述すること。

(8) 実施体制等

・本業務の実施体制を図示すること。また、本業務を遂行する技術者を地方公共団体での業務実績状況とあわせて記述すること。

・作業着手から運用開始までの具体的な作業工程、作業分担や作業工数等を記述した「業務工程表」を図示すること。また、本市側で必要となる作業内容等について具体的に記述すること。図書館の休館が必要となる場合には、その日程について、館別に具体的に明示すること。

(9) その他の有益な提案

・職員の業務効率化・高度化に関する提案、市民サービスの向上につながる提案があれば記述すること。ただし、当該提案については本業務の見積金額の範囲内で実施可能なもののみ記述すること。

2 見積書

(1) 山口市長宛てとすること。

(2) 次項に掲げることに係る費用とすること。

ア 構築業務に係る費用

・仕様書に記載している事項及び本業務を遂行する上で必要な費用を全て含めること。また、オプションやカスタマイズで対応する必要がある場合は、当該費用を含めること。

・データ移行に係る費用は、既存ベンダーと調整し、必要額を含めること。

連絡先 富士通Japan株式会社

西日本公共ビジネス統括部 担当:松塚(電話083-973-8762)

・各業務に係る費用の内訳が分かるように具体的に記載すること。

イ 運用保守業務に係る費用

・令和7年10月から令和12年9月分までの5年間の運用保守費用を年別に記載すること。

・機器使用に係る電気料金、通信費、プリンタトナー・用紙等の消耗品等を除く全ての費用を含めること。

(3) 見積金額は、上記(2)の総額を、下記(4)イの5年間のリース契約とした場合の月額費用を記載すること。

(4) 契約期間 契約締結日から令和12年9月30日

ア 構築業務期間

契約締結日から令和7年9月30日

イ システム運用保守期間

令和7年10月1日から令和12年9月30日(5年間)